

1月30日 政策説明会終了まで

非 公 開

1

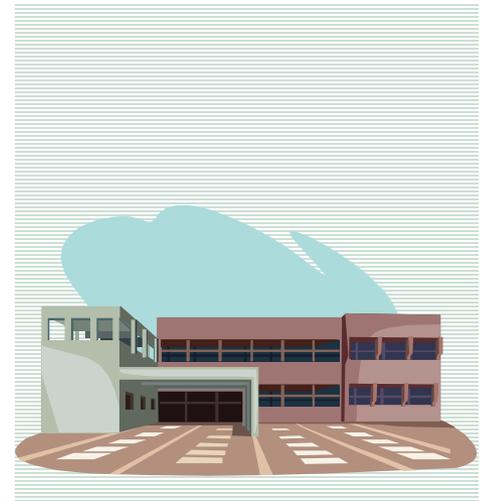
令和6年1月25日

部長会議資料

令和6年度に選定する指定管理施設について

(令和7年4月から管理運営を行う指定管理者の選定)

総務部 公有財産活用グループ
公共施設マネジメント推進課



■ 指定管理者選定委員会の開催

開催日 令和5年12月20日（水）

制度の更新の適否、公募・非公募の妥当性などについて審議

| 区 分 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| 令和6年度選定 (制度適用を継続等の施設) | 12施設 7グループ 【内訳】 公募 : 3施設 2グループ 非公募 : 9施設 5グループ |
| 選定を行わない施設 (直営へ変更する施設) | 34施設 |

□ 3施設 2グループ

◀ 前回と同じ募集条件 ▶

令和4年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

| No. | 施設名称 | 施設数 | 指定期間 | 評価点 | 現在の指定管理者 |
|-----|--------------|-----|------|-----|------------------|
| 1 | 信州新町地場産業振興市場 | 1 | 5年 | 60 | 株式会社信州新町地場産業開発機構 |

◀ 非公募から公募へ変更 ▶

令和4年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

| No. | 施設名称 | 施設数 | 指定期間 | 評価点 | 現在の指定管理者 |
|-----|------------------------|-----|------|-----|--------------|
| 2 | 戸隠そば博物館、 鏡池園地総合案内施設 | 2 | 5年 | 62 | 一般社団法人戸隠観光協会 |

【公募へ変更する理由】

前回は当初は公募としたことから、今回も公募とする。

□ 9施設 5グループ

◀ 前回と同じ募集条件 ▶

令和4年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

| No. | 施設名称 | 施設数 | 指定期間 | 評価点 | 非公募で選定する団体 |
|-----|---------------------------|-----|------|-----|--------------|
| 1 | 川中島町公民館、 分館（川中島、中津、御厨） | 4 | 5年 | 66 | 川中島町住民自治協議会 |
| 2 | 安茂里公民館 | 1 | 5年 | 66 | 安茂里地区住民自治協議会 |
| 3 | 吉田公民館、吉田老人福祉センター | 2 | 5年 | 66 | 吉田地区住民自治協議会 |

非公募の理由

【指針第2項第1号に該当】

公民館及び老人福祉センターの活動は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。

※ 公募によらない指定管理者選定に関する指針 第2項(抜粋)

(1) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合

≪ 公募から非公募へ変更 ≫

令和4年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

| No. | 施設名称 | 施設数 | 指定期間 | 評価点 | 非公募で選定する団体 |
|--------|---|-----|------|-----|-------------|
| 4 | 豊野老人福祉センター | 1 | 5年 | 62 | 豊野地区住民自治協議会 |
| 非公募の理由 | <p>【指針第2項第1号に該当】</p> <p>老人福祉センターの活動は、地域の課題解決に向けて地域住民の自発的な参加が欠かせず、地域に密着し運営を行うことができる豊野地区住民自治協議会が引き続き受任を希望しているため。</p> | | | | |

| No. | 施設名称 | 施設数 | 指定期間 | 評価点 | 非公募で選定する団体 |
|--------|--|-----|------|-----|--------------------|
| 5 | 地域活動支援センターてづくな | 1 | 5年 | 62 | 特定非営利活動法人共同作業所てづくな |
| 非公募の理由 | <p>【指針第2項第2号に該当】</p> <p>指定管理者の変更により、当該施設利用者が混乱をきたさないよう、またサービス低下とならないように配慮する必要があるため。また、現在の指定管理者は、当該施設の維持管理・運営を担うために地域住民で構成された鬼無里住民自治協議会の福祉部会が法人格を取得した団体で、地域に密着した運営が期待でき、市民活動の促進にもつながるため。</p> | | | | |

※ 公募によらない指定管理者選定に関する指針 第2項(抜粋)

(2) 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合

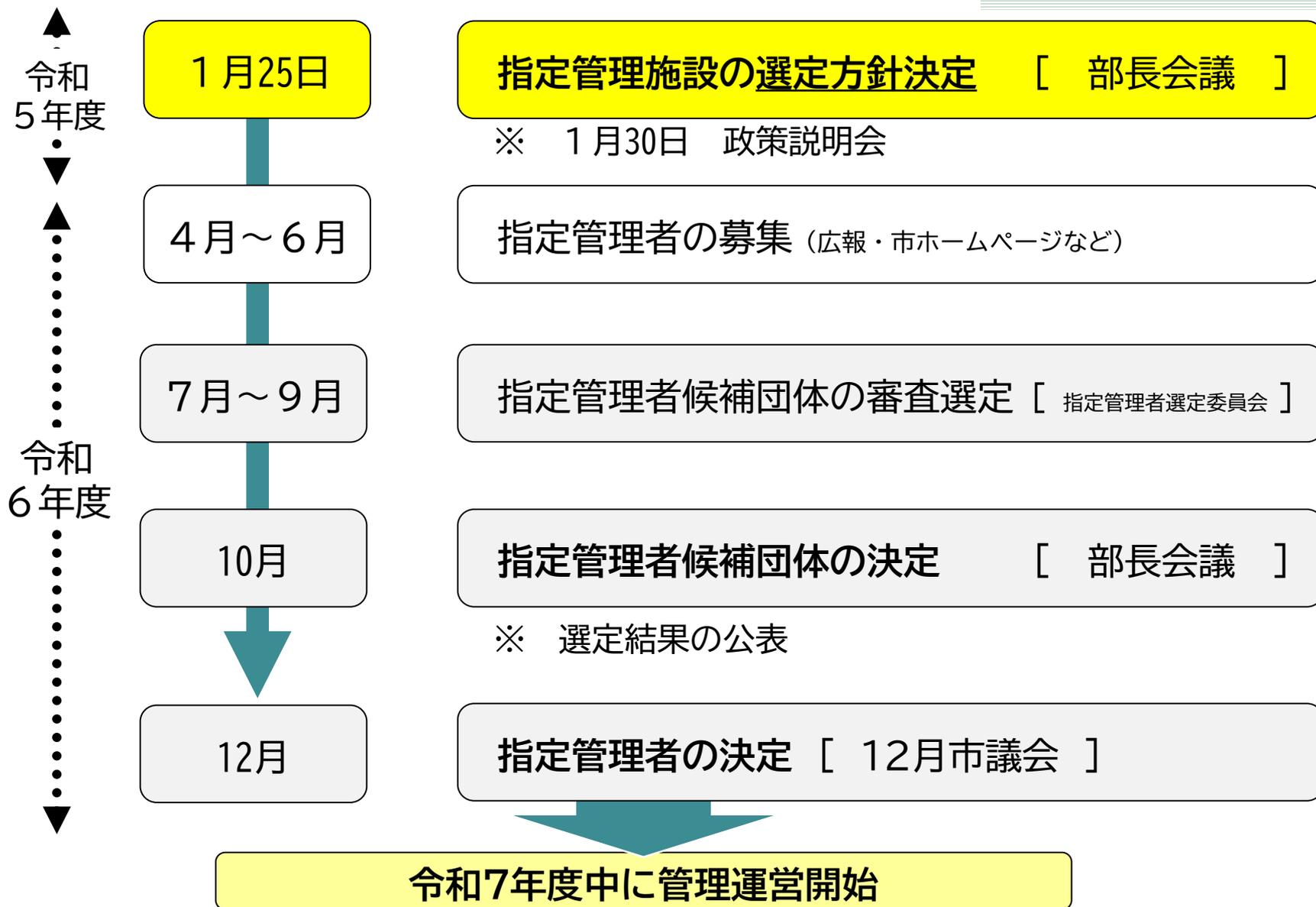
児童館・児童センター 34施設

【理由】

市は、「全ての子どもの健やかな成長を支援するための活動の振興に寄与すること」を目的に、長野市放課後子ども総合プラン事業の受託や子どもの居場所作りや子どもの支援活動などを展開する組織として「一般財団法人ながのこども財団」を設立した。

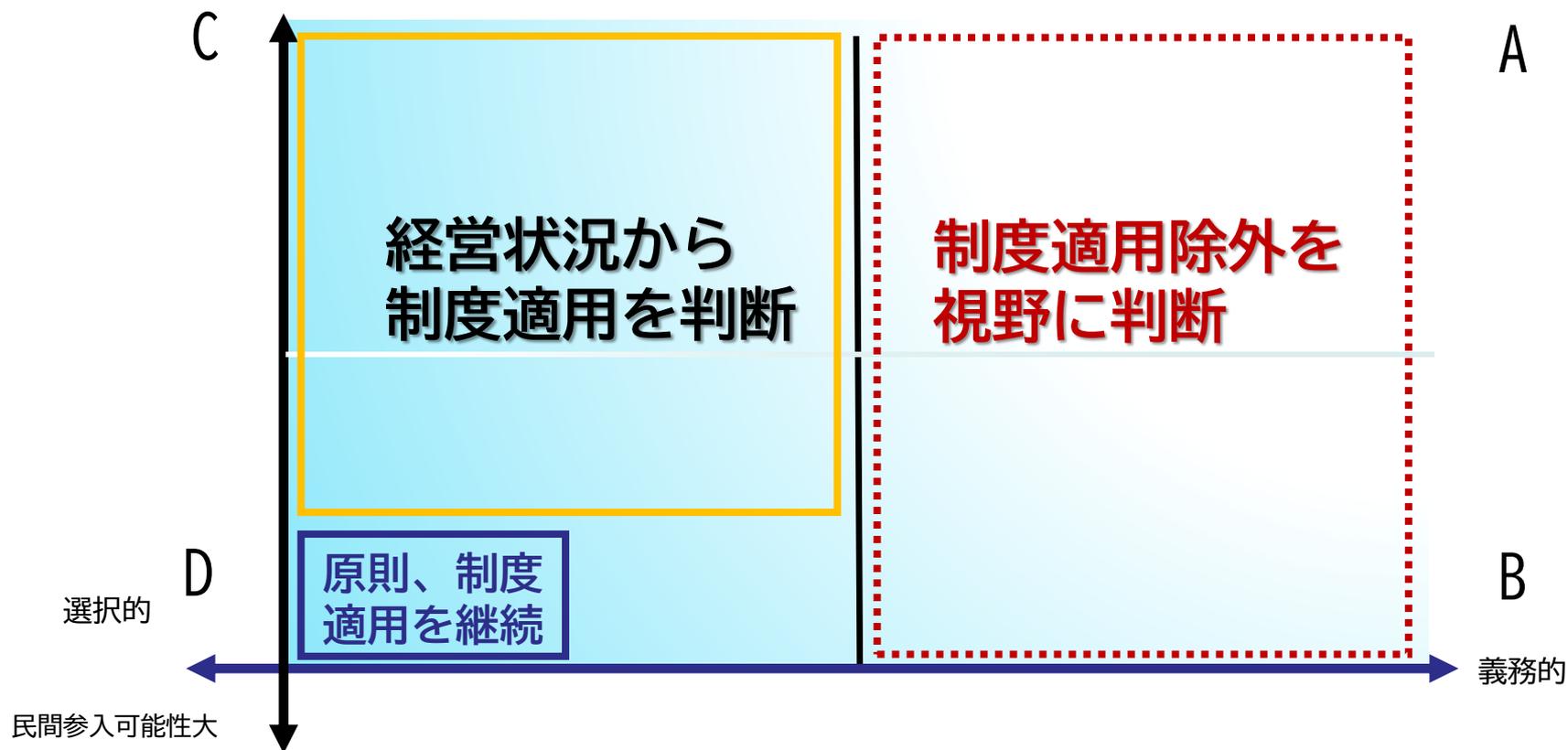
児童館・児童センターは、これまで施設の維持管理を指定管理者制度で、運営面(長野市放課後子ども総合プラン事業)を指定管理者への業務委託により行ってきたが、維持管理を業務委託としても、同様の効果が得られることから、「一般財団法人ながのこども財団」の指定管理者制度に係る事務軽減を図り、本来業務である「子どもの健やかな成長を支援するための活動」に専念させるため、直営に移行するもの。

| 現指定管理者 | 施設 | 備考 |
|------------------------|-----------------|---------------------------|
| 社会福祉法人 長野市社会福祉協議会 | 箱清水児童センターほか32施設 | 指定期間を今年度末に短縮し 令和6年度に移行 |
| 労働者協同組合 ワーカーズコープながの | 豊野西部児童センター | 指定期間満了後の令和7年度 に移行 |



『指定管理者制度適用施設の見直し』の基本的な方向性

民間参入可能性小



指定管理者の選定期間に合わせ検討を進め、判断する。
令和6年度の選定分は、検討の進捗に応じて判断する。

